3　次の各号に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。
一　一時借入金（法第二十九条第一項の規定による借入金をいう。）
二　建設改良費等の財源に充てるために起こした企業債（一年内に償還期限の到来するものに限る。次号において同じ。）
三　前号以外の企業債
四　建設改良費等の財源に充てるためにした一般会計又は他の特別会計からの長期借入金（一年内に返済期限の到来するものに限る。次号において同じ。）
五　前号以外の一般会計又は他の特別会計からの長期借入金
六　未払金（地方公営企業の通常の業務活動において発生した未払金をいう。）
七　地方公営企業の通常の業務活動に関連して発生した未払金又は預り金であつて、一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの
八　未払費用で一年内に対価の支払をすべきもの
九　前受金（受注品等に対する前受金をいい、工事負担金等を除く。）
十　前受収益で一年内に収益となるべきもの
十一　引当金（資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。）
十二　ファイナンス・リース取引におけるリース債務であつて、一年内に期限が到来するもの
十三　その他の負債であつて、一年内に支払われ、又は返済されると認められるもの
4　長期前受金（第二十一条第一項の規定により整理されるものに限る。）は、繰延収益に属するものとする。
5　負債勘定の各項目は、当該項目に係る負債を示す適当な名称を付さなければならない。

第三章　資産等の評価等

（資産の評価）

第八条　資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもつて帳簿価額としなければならない。
2　譲与、贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもつて取得原価とする。
3　次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。
一　第三号及び第四号に掲げる資産以外の資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より著しく低いもの（当該資産の時価がその時の帳簿価額まで回復すると認められるものを除く。）　事業年度の末日における時価
二　固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの　その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額
三　たな卸資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低いもの（重要性の乏しいものを除く。）　事業年度の末日における時価
四　満期まで所有する意図をもつて保有する債券以外の有価証券　事業年度の末日における時価
4　償却資産の帳簿価額は、帳簿原価から既に行つた減価償却累計額を控除した額とする。
5　償却資産について第三項第一号又は第二号に定める価格を帳簿価額とした場合には、当該償却資産の事業年度の末日における帳簿原価についても当該価格とされたものとする。
6　債権については、その取得原価が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。
7　次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。
一　事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低い資産
二　前号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

本則に次の二条を加える。

（指針）

第五十四条　総務大臣は、法第三章、令及びこの省令の規定に基づき地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針を定めるものとする。

（リース会計に係る特例）

第五十五条　次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第二項第一号チ及び第二号ル並びに第七条第二項第六号及び第三項第十二号の規定を適用しないことができる。
一　ファイナンス・リース取引（リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に限る。）におけるリース物件の借主が法第二条第一項各号に掲げる事業であつて、令第八条の二各号に掲げる事業以外のものであるとき
二　リース物件の重要性が乏しいものであるとき

別表第一号中「（第二条の二関係）」を「（第三条関係）」に改める。

別表第一号収益の部「1　水道事業又は工業用水道事業」の表中「補助金」を「補助金　長期前受金戻入」に改める。

別表第一号収益の部「2　軌道事業及び鉄道事業」の表中「補助金」を「補助金　長期前受金戻入」に改める。

別表第一号収益の部「4　電気事業」の表中「財務収益」を「財務収益　附帯事業収益　事業外収益　長期前受金戻入　雑収益」に、「附帯事業収益　事業外収益　雑収益」を「事業外収益　雑収益」に改める。

別表第一号収益の部「5　ガス事業」の表中「受取配当金」を「受取配当金　長期前受金戻入」に改める。

別表第一号収益の部「6　病院事業」の表中「患者外給食収益」を「患者外給食収益　長期前受金戻入」に改める。

別表第一号費用の部中「退職給与金」を「退職給付費　繰延勘定償却　企業債発行償却　開発費　退職給与試験研究」に改める。

別表第一号費用の部「1　水道事業又は工業用水道事業」の表中